

関原発第481号  
2020年 1月29日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂

高浜発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設等が  
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

高浜発電所3, 4号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 高浜発電所3, 4号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

以上

## 高浜発電所 3, 4 号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

## 1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第25回定期検査	2020.8.2	2020.8.3
4号機 第23回定期検査	2020.10.7	2020.10.8

## 2 冷温停止状態の維持

経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態<sup>※</sup>とし、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

※ 保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード5」、「モード6」又は「モード外」にすること

## 3 特重施設等の使用前検査合格後の対応

特重施設等の使用前検査に合格後は、原子炉を起動し発電を再開する。

以上